

据置型定期預金規定

自動継続据置型定期預金規定（証書式）

※2024年10月1日より新規取扱中止

1.（自動継続）

- （1）この預金は、証書面記載の最長預入期限に自動的に据置型定期預金として継続します。継続された預金についても同様とします。
- （2）この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。
- （3）継続を停止するときは、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を申出てください。

2.（預金の支払時期）

- （1）この預金は、預金の全部または一部について預入日（継続をしたときはその継続日）の6か月後の応当日以後の任意の日利息とともに支払います。
- （2）この預金の一部を解約するときは、1万円以上の金額で指定してください。

3.（証券類の受入れ）

- （1）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- （2）受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、証書と引換えに、当店で返却します。

4.（利息）

- （1）この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から最長預入期限（預金の全部または一部を解約するときは、その解約日）の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および次の預入期間に応じた所定の利率（以下「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。
 - ① 6か月以上1年未満
 - ② 1年以上2年未満
 - ③ 2年以上3年未満
 - ④ 3年以上4年未満
 - ⑤ 4年以上5年未満
 - ⑥ 5年
- （2）継続をする場合の利息は、あらかじめ指定された方法により、継続日に指定口座に入金するか、または継続日に元金に組入れます。ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書とともに提出してください。
- （3）継続を停止した場合のこの預金利息は、最長預入期限以後にこの預金とともに支払います。なお、最長預入期限以後の利息は、最長預入期限から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支

払います。

- (4) 当行がやむをえないものと認めてこの預金の預入日（継続をしたときはその継続日）の6か月後応当日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から解約日の前日までの日数について、解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5. (預金の解約、書替継続)

この預金を解約、一部解約または書替継続するときは、証書の受取欄に届出の印章により記名して当店に提出してください。

6. (届出事項の変更、証書の再発行等)

- (1) 証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 証書または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは証書の再発行は、当行所定の手続きをした後に行ないます。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

7. (印鑑照合)

証書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、これらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

8. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金および証書は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

9. (預金保険制度の対象について)

この預金は預金保険制度の対象となります。

10. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものととして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序・方法に

より指定の上、預金証書はお届出印を押印して（または当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳あるいは預金証書とともに）直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には、先ず預金者の保証債務から相殺されるものとします。

②前号による充当指定のない場合には、当行の指定する順序・方法により充当いたします。

③第①号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、充当の順序・方法を指定することができます。

(3) 第1項により相殺する場合の利息については、次のとおりとします。

①この預金の利息の計算等については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては、当行の定めによるものとします。

(4) 第1項により相殺する場合の外国為替市場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別途定めがあるときは、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺ができるものとします。

1 1. (成年後見人等の届け出)

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。

(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。

(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様にお届けください。

(4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。

(5) 前4項の届け出の前に行われた取引の効果は本人に帰属するものとし、それによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

1 2. (合併後の取扱)

この預金が2026年5月2日以降に最長預入期限を迎える場合には、第1条の定めにかかわらず、証書記載の最長預入期限に自動的に株式会社福井銀行（存続会社）の据置型定期預金に切り替えて継続し、継続後は株式会社福井銀行の据置型定期預金規定が適用されます。

以上

自動継続据置型定期預金規定（通帳式）

1.（自動継続）

- （1）この預金は、通帳記載の最長預入期限に自動的に据置型定期預金として継続します。継続された預金についても同様とします。
- （2）この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。
- （3）継続を停止するときは、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を申出てください。

2.（預金の支払時期）

- （1）この預金は、預金の全部または一部について預入日の6か月後の応当日以後の任意の日に利息とともに支払います。
- （2）この預金の一部を解約するときは、1万円以上の金額で指定してください。

3.（証券類の受入れ）

- （1）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- （2）受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。

4.（利息）

- （1）この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から最長預入期限（預金の全部または一部を解約するときは、その解約日）の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および次の預入期間に応じた所定の利率（以下「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

- ① 6か月以上1年未満
- ② 1年以上2年未満
- ③ 2年以上3年未満
- ④ 3年以上4年未満
- ⑤ 4年以上5年未満
- ⑥ 5年

- （2）継続をする場合の利息は、あらかじめ指定された方法により、継続日に指定口座に入金するか、または継続日に元金に組入れます。ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書とともに提出してください。
- （3）継続を停止した場合のこの預金の利息は、最長預入期限以後にこの預金とともに支払います。なお、最長預入期限以後の利息は、最長預入期限から解約日または書替

継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、こ

の預金とともに支払います。

- (4) 当行がやむをえないものと認めてこの預金の預入日（継続をしたときはその継続日）の6か月後応当日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から解約日の前日までの日数について、解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5. (預金の解約、書替継続)

この預金を解約、一部解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。

6. (届出事項の変更、証書の再発行等)

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当行所定の手続きをした後に行ないます。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

7. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、これらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

8. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

9. (預金保険制度の対象について)

この預金は預金保険制度の対象となります。

10. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものととして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序・方法を

指定の上、預金証書はお届出印を押印して（または当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳あるいは預金証書とともに）直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には、先ず預金者の保証債務から相殺されるものとします。

②前号による充当指定のない場合には、当行の指定する順序・方法により充当いたします。

③第①号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、充当の順序・方法を指定することができるものとします。

(3) 第1項により相殺する場合の利息については、次のとおりとします。

①この預金の利息の計算等については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、

た、

借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては、当行の定め

に

よるものとします。

(4) 第1項により相殺する場合の外国為替市場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別途定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺ができるものとします。

1 1. (成年後見人等の届け出)

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。

(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。

(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様にお届けください。

(4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。

(5) 前4項の届け出の前に行われた取引の効果は本人に帰属するものとし、それによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

1 2. (合併後の取扱)

この預金が2026年5月2日以降に最長預入期限を迎える場合には、第1条の定めにかかわらず、通帳記載の最長預入期限に自動的に株式会社福井銀行（存続会社）の据置型定期預金に切り替えて継続し、継続後は株式会社福井銀行の据置型定期預金規定が適用されます。

以上